

# 特別活動における合唱コンクールの実施状況と教育的意義

佐藤 夏実・丸山 剛史

宇都宮大学教育学部教育実践紀要 第5号 別刷

2018年8月3日



# 特別活動における合唱コンクールの実施状況と教育的意義<sup>†</sup>

佐藤 夏実\*・丸山 剛史\*\*

栃木県公立小学校教員\*

宇都宮大学教育学部\*\*

本報告は、学校教育、特に教科外活動（領域としては特別活動）における合唱コンクールに関する理論的研究として、1) 合唱コンクールがわが国で行われるようになり、学校教育に導入された経緯の検討、2) 合唱コンクールの実施状況に関する事例研究により、学校教育における合唱コンクールの教育的意義を考察することを目的とした。検討の結果、学校教育における合唱コンクールは音楽の普及向上を背景とし、教科等の学習活動の発展向上という教育課程上の意義をもつが、実践的にはクラス経営・クラスの団結力の向上といった学級経営的意義をもつ教育活動であるといえる。中学校において実施率が高いという特徴がある。

キーワード：合唱コンクール，教科外活動，特別活動，教育課程

## 1. 研究の目的及び方法

本稿は、学校教育、特に教科外活動（教育課程の領域としては特別活動）における合唱コンクールに関する理論的研究として、1) 合唱コンクールがわが国で行われるようになり、学校教育に導入された経緯の検討、2) 合唱コンクールの実施状況に関する事例研究により、学校教育における合唱コンクールの教育的意義を考察することを目的としている。

「合唱コンクール」は学校教育において広く行われているように思われるけれども、教育学事典、音楽教育事典等には採録されていない用語である。別な言い方をすれば、合唱コンクールは未だ教育的に意味づけられていない用語であると言える。辛うじて『合唱事典』の事典項目「コンクール」において、次のように説明されている<sup>1</sup>。

「大正末期から昭和初期に、この道のために全国合一の理想を旗印に掲げて意欲的な活動を開始したのが国民音楽協会（小松耕輔理事長）である。

その第一声として合唱コンクールが企画され、発表されたのは昭和2年のことになる。」

このように、合唱コンクールは、1927年、国民音楽協会（小松耕輔理事長）によって学校外において始められた取り組みであった。

合唱コンクールに関する先行研究としては、山口篤子<sup>2</sup>、井上さつき<sup>3</sup>、戸ノ下達也・横山琢也<sup>4</sup>らの論考があげられる。

山口篤子は「国民音楽協会と合唱音楽祭の初期事情」において、国民音楽協会の実践的背景としての小松耕輔の民衆音楽観を検討している。小松は芸術音楽を民衆のための社会音楽にしようと考え、民衆に「聴く」という受動的な態度から一歩進んで、能動的に「自ら演奏して楽しみ得る」ことを求めている。こうした小松の民衆音楽観にもとづき、国民音楽協会は「音楽の社会化」を重視し、合唱コンクール開催に至ったとされる。

井上さつきは「小松耕輔と第1回合唱競演大音楽祭（1927）」において、小松が合唱を音楽コンクールの対象とした経緯が明らかにされている。井上によれば、小松は合唱を社会民衆と最も関係が深いものと考え、器楽のように高価な楽器を要しないという理由から合唱を選択したという。

戸ノ下達也・横山琢也らは『日本の合唱史』において合唱の歴史を記述するなかで、学校教育への合唱の導入についても言及し、学校教育における合唱

<sup>†</sup> Natsumi SATO\*, Tsuyoshi MARUYAMA\*\*:  
The actual conditions and the educational  
significance of Choral contest in extra-  
curricular activity

Keywords :choral contest, extra-curricular  
activity, curriculum

\* Public Elementary School in Tochigi Prefecture

\*\* School of Education, Utsunomiya University  
(連絡先: marusan@cc.utsunomiya-u.ac.jp)

コンクールは恵泉女学園（1929年創立、現・恵泉女学園中学・高等学校）において1936年からクラス対抗の合唱コンクールとして開始されたことを記している。

以上のように、合唱コンクールに関しては、昭和初期に学校外で始まり、第二次大戦前のうちに私立学校において行われるようになったことは明らかにされているが、現状やその教育的意義は必ずしも明らかにされているわけではない。

そこで、本論文では、1) わが国において合唱コンクールの創出に中心的な役割を果たしたと考えられる小松耕輔の合唱コンクールに対する考え方を確認しながら、2) 学校教育への普及の経緯に関して検討する。その上で、3) 合唱コンクールの現状を明らかにし、学校教育における合唱コンクールの教育的意義について考察する。

1) 小松耕輔の合唱コンクールに対する考え方に限っては、先行研究に依拠しつつ、筆者らも国立国会図書館NDL-OPAC、同デジタルコレクション、国立情報学研究所電子図書館CiNii Books、同Articlesにより小松の著作・論文を収集し、検討する。

2) 合唱コンクールの戦前の取り組みの詳細は明らかでなく、当時「合唱コンクール」という用語が用いられていたかも定かではないため、恵泉女学園の学園誌『恵泉』や合唱コンクールプログラムを収集し、戦前の私立学校における合唱コンクールの実態を確認する。公立学校の合唱活動については雑誌『教育音楽』誌を検討する。また、学習指導要領及び同指導書・解説における合唱コンクールにする扱ひも確認する。

3) 合唱コンクールの現状に関しては、事例研究としてT県の全中学校、高等学校、特別支援学校にアンケート調査を行い、合唱コンクールの実施状況を調査する<sup>5</sup>。

これらの検討を通して学校教育における合唱コンクールの教育的意義について考察する。

なお、本稿での学校教育における合唱コンクールとは特別活動として学校全体で取り組む合唱活動をさすものとする。クラブや部活動としての取り組みは含めていないことを予めお断りしておく。

## 2. 日本における合唱コンクールの成立

1927年、日本青年館において「合唱音楽祭」が開催された。国民音楽協会によるこの催しが、日本

初の合唱コンクールとされている。

小松が第1回合唱音楽祭のパンフレットに寄せた「国民音楽協会の創立と合唱大音楽祭とについて」という文章では、小松が当時の日本の音楽の状況に対する憂いから、国民音楽協会を設立し合唱音楽祭を開催したことが記されている。合唱コンクール導入当初の目的は社会音楽の改良であった（ここでの社会音楽とは西洋音楽を指す）。具体的には日本の音楽を普及向上させることにより、一般民衆の精神の調和を図り、生活を円滑にすることが目指された。

合唱は声のみで演奏可能であり、取り組みやすさ、費用対効果、自由度の高さが音楽の普及に適している。集団で音楽を行ったり競演したりするコンクール形式により、全国的に誰もが音楽を行うことを可能にしようとするものであった。また、声や言葉で感情を表現しやすい点、他人と調和することが求められる点が精神の調和を図り、生活を円滑にするという目的と合致するという。

このように、合唱コンクールは、導入当初、1) 全国的に誰もが参加することができ、社会に開かれている音楽活動であり、2) 他人と歌声で調和したり、他の演奏を聴いたりすることにより、他人を尊重しつつ、自身の内面の調和を図ることにより、心を豊かにする活動である、と考えられていた。ここでは、導入当初の合唱コンクールが社会音楽の改良、音楽の普及向上を主たる目的としていたことに着目しておきたい。

## 3. 学校教育における合唱コンクールの成立

### (1) 恵泉女学園の合唱コンクール

前述のように、学校教育において合唱コンクールを最初に行ったのは恵泉女学園であった。恵泉女学園では創立間もない1936年7月1日に「第一回合唱コンクール」として初のクラス対抗合唱コンクールが開催された<sup>6</sup>。ここでは「合唱コンクール」という言葉が使用されていた。

恵泉女学園の「合唱コンクール」は、全て生徒主導で行われており、選曲、練習も教師の指導・助言を一切受けず、生徒自身で行ったという。

この伝統は現在でも継承されている。恵泉女学園で教鞭を取っていた高田晴彦によると、合唱コンクールは競争することよりもクラス作りの一環として大切にされており、一つのもを作り上げることにより生徒の自主性、主体性の伸長を目指していた

という。また、他学年の演奏を聴くことにより学校生活の向上心が高まるともいう。

(2) 公立学校における合唱活動

『教育音楽』誌を確認した限りでは、公立学校での合唱活動は学外の児童唱歌コンクールやその他音楽コンクールへの参加として実施されているが、学校内での学校単位の取り組みとしては1931年から朝の合唱や全校合唱として取り組まれていた。ただし、戦前は「合唱コンクール」という言葉は使用されていない。

戦後に関しては、学習指導要領及び同指導書・解説を検討したが、学習指導要領等においては1998年改定中学校・高等学校学習指導要領以後、文部科学省『中学校学習指導要領解説 特別活動編』及び同『高等学校学習指導要領解説 特別活動編』に「合唱祭」が例示され、合唱活動に関する記載がみられるようになった。『解説』では、学校行事の学芸的行事（後に文化的行事）の一つとして「合唱祭」が例示されていた。

学芸的行事・文化的行事では「平素の学習活動の成果を発表し、その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行う」こと、「各教科などにおける日ごろの学習や活動の成果を総合的に発展させ」ることが目的とされており、合唱祭もそうした活動の一環をなすものであった。

ここでは、合唱活動は、教育課程上において特別活動の学校行事の一つとして、合唱祭として例示され、各教科等における学習成果を発展させることがめざされていることを確認しておきたい。

4.T県内における合唱コンクールの実施状況

本節では、事例研究としてT県内の中学校、高等学校、特別支援学校を対象に実施した「合唱コンクール」実施状況アンケートの調査結果を検討する。

アンケート調査は、中・高・特支あわせて270校の特別活動主任に対し、2016年12月にアンケート用紙を郵送する方法により実施した。207校から回答を得た（回収率76.7%）。

調査内容は、1) 合唱活動の有無、2) 合唱活動の名称、3) 合唱活動の意義、4) 合唱活動の実施方法、5) 実践上課題の5点に関して質問した。

- 1) 学校の教育活動・行事として「合唱」を実施している。 はい・いいえ
- 2) 「合唱」活動の名称を教えてください。

3) 「合唱」を行う目的を教えてください。（複数回答可）

- ア. 音楽・合唱の普及・向上のため
- イ. 教科等における学習成果の発展・交流
- ウ. クラス経営またはクラスの団結力の向上
- エ. その他（ ）

4) 実施方法を教えてください。

- ア. クラス対抗
- イ. 競争的には実施していない
- ウ. その他（ ）

5) お気づきの点（課題など）があれば自由にお書きください

調査結果の概要は次のとおりである。

合唱活動の実施率は、中学校128校中124校（96.9%）、高等学校64校中21校（32.8%）、特別支援学校15校中2校（11.8%）であった。

学校種	実施している	実施していない	実施率（%）
中学校	124校	4校	96.9
高等学校	21校	43校	32.8
特別支援学校	2校	13校	11.8

合唱活動の名称に関して、中学校では回答校128校中100校（80.6%）、大半の学校において「合唱コンクール」が行われていることが明らかとなった。高等学校では21校中18校（32.8%）が「合唱コンクール」という名称を用いていた。高等学校の場合、普通科で多く行われているように思われた（44校中20校、45.5%）。特別支援学校では「合唱コンクール」という名称は用いられていなかった。

合唱活動の目的に関しては、「音楽・合唱の普及・向上」（小松の合唱コンクールに対する考え方）や「教科等における学習成果の発展・交流」（学習指導要領解説）等の目的もあるが、「クラス経営やクラスの団結の向上」の回答が中学校・高等学校共に90%を超えており、合唱活動はクラス経営の一環をなすという側面を強くもつことが明らかとなった。

	中学校	高等学校
ア. 音楽・合唱の普及・向上のため	85校 (68.5%)	13校 (61.9%)
イ. 教科等における学習成果の発展・交流	73校 (58.9%)	7校 (33.3%)
ウ. クラス経営またはクラスの団結力の向上	120校 (96.8%)	19校 (90.5%)
エ. その他	20校 (16.1%)	4校 (19.0%)

自由記述欄では、「合唱は学校経営上、大きな役割を担っています」と記し、合唱コンクールはクラ

スの団結だけではなく、学校経営的な意義を有することが示唆されていた。

課題も記されていた。課題としては、次のようなことがあげられた。

- ・生徒数の減少により、実施が難しくなっている。
- ・全クラス対抗であるが、各学年1クラスなため競争心に欠け、なかなか盛り上がらない。
- ・採点が難しいと感じる。／順位を付ける際の評価が難しい。
- ・練習時間の確保。／時間が足りない。
- ・技術面のさらなる向上／技術的な面については、指導が学級によって差が出ることもある。
- ・担任への指導、若い担任の急増。

このように、生徒数の減少により合唱コンクールの実施が年々困難になり、競争意欲に欠けコンクール形式の意義が失われる恐れがあること、練習期間の確保が十分でないことから合唱コンクールの成果を得にくいこと、適切な審査方法であるか疑問が残る、などがあげられており、これらは実践的な課題として今後検討する必要がある。

## 5. 学校教育における合唱コンクールの教育的意義

上記の検討をふまえ、学校教育における合唱コンクールの教育的意義の考察を試みる。

導入当初の合唱コンクールは、社会音楽の普及と当時の民衆の生活に潤いを持たせるために行われたものであったということである。社会音楽の普及には、当時の民衆の殺伐とした生活に、潤いをもたせようと考えた小松の思いが反映されていた。

学習指導要領及び解説には「合唱コンクール」という語は用いられていないが、解説において合唱活動に関して「合唱祭」が例示されていた。学習指導要領解説における合唱活動は教科等における学習成果の発展を目的としていた。この学習指導要領解説における記述は、合唱コンクールの学校教育への普及の一つの契機になったと考えられる。

アンケート調査によって、中学校を中心に、高等学校、特別支援学校においても学校単位の合唱活動が実施されていることが明らかになった。特に中学校において実施率が高く、大半の学校が合唱活動の名称に「合唱コンクール」を採用していた。また、その目的としてクラス経営やクラスの団結が最も重視されていた。この学級経営的意義は学校文化の中

で生まれてきたものと考えられる。

近年、生徒数の減少により、合唱コンクールの実施が困難になっており、競争意欲に欠けコンクール形式の意義が失われる恐れがあること、練習期間が不十分であり合唱コンクールの成果を得にくいこと、適切な審査方法であるか疑問が残る等実践的な課題が挙げられていたが、それにもかかわらず少なくとも学校で実施されており、合唱コンクールの意義の大きさを窺い知ることができる。

このように、学校教育における合唱コンクールは、「音楽の普及向上」を背景とし、「教科等の学習活動の発展向上」という教育課程上の目的だけでなく、「クラス経営またはクラスの団結力の向上」の醸成を目的とした意義深い教育活動であると考えられる。

付記 本稿は佐藤夏実さんの卒業論文「学校教育における合唱コンクールの教育的意義」（宇都宮大学教育学部、平成29年度）要旨に丸山が加筆・修正を施したものである。教育実践のあり方を考える上で基礎的知見を提供する有意義な内容であると判断し、佐藤さんの承諾を得て、実践紀要に寄稿した。文責等は丸山にある。

## 参考文献

- 1 『合唱事典』音楽之友社、1967年、531-537ページ。
- 2 山口篤子「国民音楽協会と合唱音楽祭 ——小松耕輔の民衆音楽観を中心に——」『阪大音楽学報』第3号、2005年、1-16ページ。
- 3 井上さつき「小松耕輔と第1回合唱競演大音楽祭（1927）」『愛知県立芸術大学紀要』第42号、2012年、105-117ページ。
- 4 戸ノ下達也・横山琢也『日本の合唱史』青弓社、2011年。
- 5 小学校を除外したのは、文部科学省『小学校学習指導要領解説 特別活動編』には「合唱祭」が例示されておらず、栃木県内の特別活動の教育実践に詳しい小学校教師に尋ねても、小学校では特別活動として「合唱コンクール」を実施している学校は聞いたことがないと言われたためである。
- 6 野呂伸次郎「恵泉女学園第一回合唱コンクール」『恵泉』第40号、1936年、3-4ページ。

平成30年3月30日 受理



**The actual conditions and the educational significance of  
Choral contest in extra-curricular activity**

**Natsumi SATO, Tsuyoshi MARUYAMA**